

(参考) 連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	3 場
基 数	3 基

調査時点：平成17年3月31日

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	左のうち 休造場数
酒母	7	3
もろみ	4	2

調査時点：平成17年3月31日

用語の説明：1 酒母とは、①酵母で含糖物質を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので、含糖物質を発酵させることができるもの、③これらに「こうじ」を混和したものという。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、「こす」又は「蒸留する」前のものをいう。

(3) みなし製造場数

(単位:場)

区分	びん詰のため		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のため		計	うち 実蔵置 場数
	自己の 製造した 酒類の びん詰場	共同の びん詰場			設置許可を 受けたもの	設置許可を 受けないもの		
清酒	1	—	—	26	1	—	28	4
合成清酒	—	—	—	22	—	—	22	—
しょうちゅう	甲類	—	—	25	—	—	25	—
	乙類	—	—	25	—	—	25	—
みりん	—	—	—	23	1	—	24	1
ビール	—	—	—	25	1	—	26	24
果実酒類	—	—	—	25	3	—	28	3
ウイスキー類	—	—	—	25	—	—	25	—
スピリッツ類	—	—	—	23	—	—	23	—
リキュール類	—	—	—	26	1	—	27	—
雑酒	—	—	—	23	1	—	24	—
合計	1	—	—	268	8	—	277	32
うち実蔵置場数	1	—	—	27	4	—	32	

調査対象：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場である。

調査時点：平成17年3月31日

用語の説明：みなし製造場とは酒税法において製造場とみなされる場所をいう。